

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」開催要綱（案）

1. 背景・目的

先般取りまとめられた「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して専門的見地から調査研究を行い、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化することを目的として開催する。

2. 名称

本会合は、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」と称する。

3. 検討内容

以下の事項に関する調査研究を行う。

- (1) 現行法制の運用状況と課題
 - (2) 通信・放送関連技術、ネットワークの現状と将来見通し
 - (3) 通信・放送関連サービス・ビジネスモデルの将来見通し
 - (4) 伝送・プラットフォーム・コンテンツ等の規律の在り方
 - (5) 通信の秘密・表現の自由の在り方
 - (6) 諸外国のサービス状況及び法制度
- 等

4. 構成及び運営

- (1) 本研究会は総務審議官の研究会とする。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (8) その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

5. 開催期間

平成18年8月に第1回会合を開催し、1年半程度で取りまとめを行う。

6. 庶務

本研究会の庶務は、通信・放送法制企画室が行う。

(別紙)

構成員名簿

(五十音順)

あんどう まこと
安藤 真

東京工業大学工学部教授

た が や かずてる
多賀谷 一照

千葉大学法経学部教授

なかむら いちや
中村 伊知哉

スタンフォード日本センター研究所長

は せ べ やすお
長谷部 恭男

東京大学法学部教授

はまだ じゅんいち
濱田 純一

東京大学大学院情報学環教授

ふなだ まさゆき
舟田 正之

立教大学法学部教授

ほりべ まさお
堀部 政男

中央大学大学院法務研究科教授

むらい じゅん
村井 純

慶應義塾大学環境情報学部教授

むらかみ てるやす
村上 輝康

野村総合研究所理事長